

2019年10月1日に予定されている消費税率増税に際し、一定の取引については改正前の税率を適用する必要があるなど、合計10項目にわたり経過措置が講じられています。

今回はその中でも特に知っておきたい4項目を中心に解説いたします。

今月の掲載記事

1. 旅客運賃等について
2. 請負工事について
3. 資産の貸付について
4. 指定役務の提供について
5. その他



1 旅客運賃等について

10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、美術館、遊園地等への入場料金のうち、9月30日までに領収しているもの、つまり前売券、回数券に類するものは旧税率8%が適用されますが、10月1日以後に変更等により支払う差額分は10%になります。

これには、乗車券等が発行されない、いわゆるチケットレスサービスによる乗車券等

の場合もあてはまります。しかし、ICカードへの現金チャージについては9月30日以前にチャージされたとしても、その時点では乗車券等が販売にはなっていないので経過措置は適用されません。

そのほか、ディナーショーはタレント等によるショーの上演が主目的であるので、飲食を伴うものであっても「映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金」に該当し、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されます。一方で、コーヒーやエステ、語学教室など旅客運賃等に該当しないサービス等の回数券は、おなじ回数券であっても、この経過措置は適用されませんので注意が必要です。



2 請負工事について

工事や製造などの請負契約に関しては、経過措置として2019年4月1日を「指定日」として前日の3月31日までに締結した請負契約等については旧税率8%を適用することとされています。

消費税率	8%	10%
	2019年4月1日	2019年10月1日
契約	引渡 8%	引渡 8%
契約	引渡 10%	引渡 10%
契約	引渡 8%	引渡 10%
	増額	

1. 対象となる請負契約の範囲は？

工事の請負に係る契約

製造の請負に係る契約

測量・地質調査・工事の施工に関する調査・企画・立案及び監理並びに設計

ソフトウェアの開発

映画の制作

その他の請負に係る契約

2. 工事の請負の着手日は？

2019年3月31日までに請負契約を締結すれば、たとえ工事の着工が10月1日以降であっても経過措置の適用になります。

3. 請負契約締結後に金額変更があった場合は？

指定日以後、増額された場合

指定日の前日以前に契約された請負金額より増額した分は・・・10%

指定日以後、減額された場合

指定日の前日以前に契約された請負金額より減額した分は・・・8%

4. 経過措置の適用を受ける場合の書面通知方法は？

この経過措置の適用を受けた場合、罰則はありませんが、取引の相手方に経過措置の適用を受けた取引であることを書面で通知することが必要です。

具体的には、請求書・領収書に下記のように経過措置の適用を受けた工事であると記載されていれば十分です。

【記載例】

「消費税法経過措置に基づき、請負代金の額は消費税率8%として算出しています。」

3 資産の貸付について

2019年3月31日までに賃貸借契約を締結し、2019年9月30日までに貸付けを開始した場合には、2019年10月1日以降についても旧税率を適用することができますが、そのためには下記の要件を満たす必要があります。

1. 期間の条件

2019年9月30日までに引き渡し、貸付けを開始する

2019年10月1日以降に引き続き貸付けを行っている

2. 賃貸契約の内容

次の「及び」又は「及び」に掲げる要件に該当すること

貸付けの期間と対価の額が契約に定められている

事業者が対価の額の変更を求められない

契約期間中にいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがない
(その他对価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること)

自動継続条項のある賃貸借契約で、解約申出期限が2019年3月31日以前の場合で自動継続された場合は経過措置の対象となりますが、解約申出期限が2019年4月1日以後の場合、経過措置は適用されません。

4 指定役務の提供について

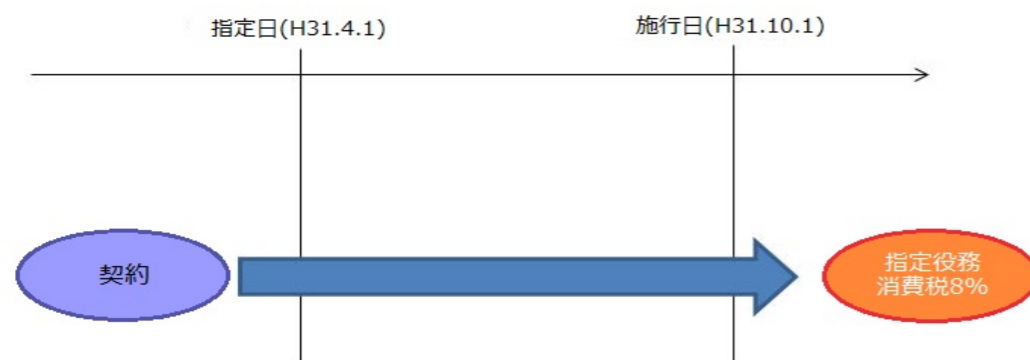
あまり耳なじみのない言葉ですが、「指定役務の提供」とは、前払式特定取引のうちの指定役務の提供をいい、具体的には、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供等に係る役務の提供をいいます。いわゆる冠婚葬祭互助会サービスなどのことです。



婚礼や葬式には多額の費用がかかることから、互助会に入会契約し、毎月、一定額を積み立てることにより、いつ起こるかわからない結婚式や葬儀に備えるものです。加入者は費用の一部を前払いすることにより、結婚式場やウェディングドレス、葬儀場や棺、祭壇などの提供を割安料金で受けられるシステムです。

8%の経過措置の対象となる条件は

1. 契約の性質上、**役務の提供の時期を予め定めることができない**ものであること
2. 役務の提供に先立ち**対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定める**ものであること
3. 契約に役務の提供の**対価の額が定められている**こと
4. 事業者が事情の変更その他の理由により**対価の額の変更を求めることができる旨の定めがない**こと
5. 平成25年10月1日～**平成31年3月31日までの間に契約を締結**しているもの。



なお、資産の購入を前提にその購入対価を積み立てることとしているようなもの（例えば、デパートの積立会員制度を利用した商品等の購入）は経過措置の対象にはなりません。

5 その他

上記1から4のほか、電気料金等、予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売、有料老人ホーム、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等にも同様に経過措置が設けられていますので、詳細やご不明な点などは当事務所にお尋ね下さい。

編集後記

今回の経過措置については契約日や実行日等、期限が定められています。まもなく契約期限として指定されている平成31年3月31日が到来します。上記にかかる取引を予定している場合は、**期限を経過しないよう**にご注意下さい。

次号予告

メインテーマ「**軽減税率補助金とは?**」について解説します。

次号は2019年3月31日発行予定です。